# My介護Best(一時払)の「ご契約のしおり・約款」および「契約概要(ご提案書)」 (差込版)(2019年4月版)

「ご契約のしおり・約款」「契約概要」の内容につきまして、一部修正がございます。

まことに恐縮ですが、下記、保険組立特約の特約条項を追加いたしますので、「ご契約のしおり・約款」および「契約概要(ご提案書)」と合わせてご一読・保管くださいますよう、お願いいたします。

# 保険組立特約

(平成22年7月1日改正)

# (この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者が同一である1または2以上の主契約にそれぞれ付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱について定めることを主な内容とするものです。

# (用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加できる主たる保険契約のことをいいます。
指定契約	この特約が付加され指定された保険契約のことをいいます。
締結時指定契約	この特約の締結の際に指定契約に指定された保険契約のことをいいます。
被指定組立特約	締結時指定契約に付加したこの特約のことをいいます。
追加指定契約	被指定組立特約の締結後に指定契約として追加された保険契約のことをいいます。
契約基準日	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示し
	たときの日のことをいいます。
責任開始期・責任開始日	保険契約上の保障を開始する時期のことを「責任開始期」といい、責任開始期の属する日を
	「責任開始日」といいます。
給付金(額)等	主契約の各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金(額)、一時金
	(額)および年金(額)等を含み、名称の如何を問いません。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。

# (特約の締結)

- 第2条 この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、次条の指定契約の資格を満たす 1または2以上の主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、保険契約者の申出がある被指定組立特約について は同じ取扱を行うものとします。
- ② 前項の規定によりすでに被指定組立特約を付加した保険契約があり、保険契約者から、新たな主契約の締結の際に指

定契約の追加の申出がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 次条の指定契約の資格を満たす新たな主契約に新たなこの特約を付加します。
- (2) 前号の新たなこの特約は、既存の被指定組立特約と同じ取扱をします。

#### (指定契約の資格)

- 第3条 指定契約の資格は、つぎのすべての要件を必要とします。
  - (1) 会社の定める主契約であること
  - (2) 各指定契約の保険契約者が同一であること
  - (3) 各指定契約の契約基準日が同一であること
  - (4) 各指定契約の第2回以後の保険料の払込方法(経路)は同一であり、払込期月を同一とする払込の要する保険料を合わせて払い込むこと
  - (5) 1回に払い込まれる指定契約の保険料の合計額が会社の定める金額以上であること

#### (指定契約の指定または追加)

- 第4条 保険契約者は、主契約にこの特約を付加する際、つぎのとおり、指定契約の指定または追加を行うことを要します。
  - (1) 被指定組立特約の締結時 指定契約の指定
  - (2) 被指定組立特約の締結後 指定契約の追加
- ② 指定契約の指定または追加を行うときは、保険契約者は、請求書類別表(②-9)に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 指定契約の指定または追加が行われたときは、保険契約者に通知します。

# (追加指定契約の契約日)

- 第5条 追加指定契約の契約日は、つぎのとおりとします。
  - (1) 追加指定契約の責任開始日と契約基準日の月単位の応当日(月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日のことをいい、以下、本条において「基準応当日」といいます。)が異なるとき

追加指定契約の責任開始日の直後に到来する基準応当日

- (2) 追加指定契約の責任開始日と基準応当日が一致するとき 追加指定契約の責任開始日
- ② 追加指定契約の契約基準日は、締結時指定契約の契約基準日と同一とします。
- ③ 追加指定契約の保険期間、保険料払込期間および保険料期間は、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 保険期間および保険料払込期間は、追加指定契約の契約日および契約基準日にもとづいて計算するものとします。
  - (2) 保険料期間は、契約基準日を起算日とした締結時指定契約の月ごとの保険料期間と同一期間として取り扱います。
- ④ 追加指定契約の月単位の契約応当日は、基準応当日とします。

# (指定契約の保険料の払込)

- 第6条 月払の各指定契約の第2回以後の保険料は、各指定契約の保険料払込期間中、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 払込期月を同一とするすべての指定契約の保険料を合わせて払い込むことを要します。
  - (2) 前号の保険料は、払込を要する指定契約にかぎります。
- ② 保険料の払込期月中または保険料払込の猶予期間中に、各指定契約に定める給付金等の支払事由または保険料の払 込免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、つぎのとおりとします。
  - (1) 給付金等の支払事由が生じた場合

支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引くときまたは未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて差し引くまたは払い込むことを要します。

- (2) 保険料の払込免除事由が生じた場合
  - 未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて払い込むことを要します。
- ③ 指定契約の保険料払込期間中、払込を要する保険料期間が同一のすべての指定契約のうち、一部の指定契約の保険料が払い込まれ、他の指定契約の保険料が払い込まれないときは、払い込まれない指定契約は、その保険料期間の初日に 指定契約の撤回が行われたものとします。
- ④ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条(指定契約の資格)第5号の要件を満たさなくなる場合、払い込まれる 指定契約の保険料は、会社の定める方法による保険料の前納により払い込むことを要します。
  - (1) 指定契約の保険契約内容の変更が行われたとき

- (2) 指定契約の解約その他の事由により指定契約が消滅したとき
- (3) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき
- (4) 指定契約の撤回が行われたとき
- (5) 指定契約の保険料払込期間が満了したとき
- ⑤ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条(指定契約の資格)第5号の要件を満たさなくなる場合、前項第2号の 規定に該当するときでも、前納により保険料を払い込むことを要しません。
  - (1) 指定契約の被保険者が死亡したとき
  - (2) 指定契約が給付金等(満期保険金を除きます。)の支払により消滅したとき
  - (3) 指定契約の保険料の払込が免除されたとき
  - (4) 指定契約が給付金等の通算支払限度に達したことにより消滅したとき

# (指定契約の失効)

第7条 すべての指定契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

#### (指定契約の復活)

- 第8条 前条の規定により効力を失ったすべての指定契約を復活する場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 指定契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
  - (2) すべての指定契約を同時に復活することを要します。
  - (3) 第1号および前号の規定による場合、この特約も同時に復活されたものとします。
- ② この特約が失効せずに、一部の指定契約の撤回が行われていない指定契約を復活する場合には、効力を失ったすべて の指定契約(指定契約の撤回が行われていない指定契約にかぎります。)を同時に復活することを要します。
- ③ 第1項および前項の場合で、一部の指定契約が復活しないときは、復活しない指定契約は、指定契約の撤回が行われたものとします。

#### (指定契約の保険料の振替貸付)

- 第9条 指定契約の保険料の振替貸付を取り扱う場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者は、保険料の振替貸付の申出の際、貸付の原資となる指定契約を定めることとします。
  - (2) 貸付を受ける指定契約は、払込を要するすべての指定契約とし、すべての指定契約の保険料を合わせて貸し付け、 保険料の払込に充当するものとします。

### (指定契約の撤回)

- 第10条 保険契約者は申出により、指定契約について、指定契約の撤回を行うことができます。
- ② 指定契約の撤回を行った保険契約については、撤回以後この特約が付加されていない保険契約として取り扱います。
- ③ 指定契約の撤回を行うときは、保険契約者は、請求書類別表(②-9)に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 指定契約の撤回が行われたときは、保険契約者に通知します。

# (特約の解約)

第11条 すべての指定契約について、指定契約が解約された場合には、同時にこの特約も解約されたものとします。

# (特約の解約払戻金)

第12条 この特約には、解約払戻金はありません。

# (特約の消滅)

- 第13条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
  - (1) すべての指定契約が解約その他の事由により消滅したとき
  - (2) すべての指定契約について、指定契約の撤回が行われたとき

#### (保険契約者の変更)

- 第14条 指定契約の保険契約者を変更する場合は、つぎの方法により取り扱います。
  - (1) すべての指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
  - (2) 保険契約者が申し出た指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
- ② 前項第2号の規定による変更後の指定契約については、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 付加されているこの特約については、同じ取扱を行います。
- (2) 変更後の指定契約は、第3条(指定契約の資格)の要件を満たすことを要します。

# (契約者配当金)

第15条 この特約には、契約者配当金はありません。

# (追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの取扱)

- 第16条 追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの期間(以下本条において「特別期間」といいます。)におけるその追加指定契約については、本条の規定を適用して取り扱います。
- ② 特別期間中に追加指定契約の給付金等の支払事由が生じた場合、その追加指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
  - (2) 第5条(追加指定契約の契約日)の規定は適用しないものとし、第3条(指定契約の資格)の要件を満たしたものとし、ます。
- ③ 特別期間中、会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
- ④ 特別期間中に追加指定契約を解約するときは、その追加指定契約の解約払戻金額は、追加指定契約の契約日に解約したものとした金額とします。ただし、第2項の規定に該当する追加指定契約は除きます。

# (指定契約が更新される場合の取扱)

- 第17条 指定契約が更新されるときは、この特約も同時に更新されます。
- ② 前項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ③ 更新後のこの特約については、更新日におけるこの特約条項を適用します。

# 太陽生命保険株式会社

【本社】 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】 電話番号 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月~金曜日 9時~18時 土・日曜日 9時~17時 (祝日・年末年始(12月30日~翌年1月4日)は休業します)

個-730-19-040 (2019/4/17)